

虐待防止指針

～ご利用者の安心・安全のために～

社会福祉法人祐徳会

特別養護老人ホーム祐功の館

令和3年4月1日作成

1 施設における虐待の防止に関する基本的な考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利や利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2 虐待の定義

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐため、次の取り組みを実施する。

① 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み

② 提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりがかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み

③ 職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の取り組み

④ 職員のメンタルヘルスに関する取り組み

⑤ 指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知

4 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

1 当施設では、倫理委員会の中に、「虐待防止検討委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、生活相談員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下「担当者」)とします。

2 虐待防止検討委員会は、3月に1度、かつ必要な都度担当者が招集します。

3 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について

協議するものとします。

- ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

5 虐待又はその疑い(以下「虐待等」という)が発生した場合の対応方法

虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

※パンフレット別紙(水戸市社会福祉協議会)

7 指針の閲覧について

当施設での高齢者虐待防止指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。